

# 令和 8 年第 1 回区議会定例会

## 議案説明資料

※議案第32号から第34号については資料なし

(議案第4号)

## 杉並区財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

このたび、行政手続法及び地方税法等の一部が改正され、送達等を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合等に、送達等に代えて行う公示送達等について、インターネットを用いた方法を導入することとされた。

また、区においても、書面の掲示方法の見直しを行うこととした。

これらのことと伴い、財政状況の公表の方法を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する6件の条例を条建てで改正することとする。

### ＜改正の概要＞

#### 1 第1条による杉並区財政状況の公表に関する条例の一部改正

財政状況の公表の方法を改めることとする。（第4条）

#### 2 第2条による杉並区行政手続条例の一部改正

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方法を改めること等とする。（第15条、第16条、第22条及び第29条）

#### 3 第3条による杉並区公告式条例の一部改正

条例の公布の方法を改めること等とする。（第1条から第6条まで）

#### 4 第4条による杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正

退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を受けるべき者の所在が知れない場合における処分の通知の方法を改めることとする。（第18条）

#### 5 第5条による杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

人事行政の運営等の状況の公表の方法を改めることとする。（第6条）

#### 6 第6条による杉並区特別区税条例の一部改正

公示送達の方法を改めること等とする。（第6条及び第16条）

### ＜実施の時期等＞

#### 1 令和8年5月1日から施行する。ただし、前記2については令和8年5

月 21 日から、前記 6 については「地方税法等の一部を改正する法律」の一部の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。  
(附則第 1 項)

2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項から第 4 項まで)

#### 【問合せ先】

財政課	内線 1421
情報管理課	内線 1741
総務課	内線 1431
人事課	内線 1511
職員厚生担当	内線 1521
課税課	内線 1201

(議案第5号)

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇として、生理休暇を承認することとしているところである。

このたび、当該休暇の取得に対する職員の心理的な負担を緩和するため、生理休暇の名称を「健康管理休暇」に改めることとした。

このことに伴い、生理休暇の名称を改める必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

特別休暇として規定されている「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に改めることとする。（第15条）

<実施の時期等>

- 1 令和8年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 杉並区職員の給与に関する条例の一部改正（附則第2項）

給与の減額に係る規定で引用している「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に改めることとする。（第18条）

【問合せ先】

人事課 内線 1511

職員厚生担当 内線 1521

## 杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

区では、多機能端末機による印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスについて、電子証明書が登載されたスマートフォンにより利用できることとしている。

このたび、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」により電気通信事業法の一部が改正され、電気通信事業の登録の更新を要する事由が改められたことに伴い、杉並区印鑑条例で引用している同法の条項が改められた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜改正の概要＞

多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に係る規定で引用している電気通信事業法の条項を改める。（第 20 条）

### ＜実施の時期＞

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

【問合せ先】

区民課 内線 1101

(議案第7号)

## 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

区では、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準について、内閣府令で定める基準を参照すること等により、条例で定めているところである。

このたび、基準府令の一部が改正され、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）に定めるべき事項等が改められた。

このことに伴い、基準府令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜改正の概要＞

運営規程に定めるべき利用定員の乳児及び幼児の区分を廃止するほか、所要の規定の整備を行う。（第10条、第11条、第14条、第17条、第19条、第23条及び第27条）

### ＜実施の時期＞

令和8年4月1日

【問合せ先】

保育課 内線1371

(議案第 8 号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

区では、令和 7 年度末をもって指定管理者の指定期間が満了する杉並区立堀ノ内東保育園の私立保育園への転換に伴い、令和 7 年第 2 回区議会定例会において、杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正し、令和 8 年 4 月 1 日に堀ノ内東保育園を廃止すること等とした。

私立保育園への転換に向けて、保育事業者が新園舎の建築を進めてきたところであるが、当該建築が遅延していることから、私立保育園への転換の時期を変更することとした。

このことに伴い、堀ノ内東保育園を廃止する規定の施行期日を改める必要があるため、この条例案を提出する。

＜改正の概要＞

堀ノ内東保育園の廃止に係る規定の施行期日を「令和 8 年 4 月 1 日」から「公布の日（令和 7 年 6 月 19 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。（附則第 1 項）

＜実施の時期＞

公布の日

【問合せ先】

保育施設担当 内線 1341

## 杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

### ＜制定の趣旨＞

このたび、子ども・子育て支援法の一部改正により、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象とする乳児等通園支援事業の利用に係る「乳児等のための支援給付」が創設され、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う乳児等通園支援事業者の確認を区市町村が行うこととされた。

そして、当該確認を受けた特定乳児等通園支援事業者が従うべき運営に関する事項について、内閣府令で定める基準を参照すること等により、区市町村の条例で基準を定めることとされた。

このことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜条例の概要＞

#### 1 趣旨（第1条）

#### 2 一般原則（第2条）

特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援を提供することにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないこと等とする。

#### 3 利用定員に関する基準（第3条）

特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めるものとすること等とする。

#### 4 面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、あっせん及び要請に対する協力、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、乳児等支援給付認定の申請に係る援助並びに心身の状況等の把握（第4条から第9条まで）

特定乳児等通園支援事業者は、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該子どもの養育環境を把握するための面談を行わなければならないこと等とする。

#### 5 特定教育・保育施設等との連携（第10条）

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならないこととする。

6 特定乳児等通園支援の提供の記録（第11条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならないこととする。

7 支払等（第12条及び第13条）

区が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領しないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該費用の額の一部に相当する額の支払を受けるものとすること等とする。

8 特定乳児等通園支援に関する内容及び評価等、相談及び援助、緊急時等の対応並びに区への通知（第14条から第18条まで）

特定乳児等通園支援事業者は、子ども及びその保護者的心身の状況等に応じた特定乳児等通園支援を適切に提供しなければならないこと等とする。

9 運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守及び掲示等（第19条から第22条まで）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の目的及び運営方針等の特定乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬこと等とする。

10 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止及び秘密保持等（第23条から第25条まで）

特定乳児等通園支援事業所においては、差別的取扱いをしてはならないこと等とする。

11 情報の提供等及び利益供与等の禁止（第26条及び第27条）

特定乳児等通園支援事業者は、利用しようとする保護者が適切に事業者を選択することができるよう、特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供に努めなければならないこと等とする。

12 苦情への対応（第28条）

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならないこと等とする。

13 地域との連携等（第29条）

特定乳児等通園支援事業者は、地域との連携及び交流に努めなければならない

らないこととする。

1 4 事故発生の防止及び発生時の対応（第30条）

特定乳児等通園支援事業者は、事故発生の防止のための指針を整備すること等の措置を講じなければならないこと等とする。

1 5 会計の区分及び記録の整備等（第31条及び第32条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計を他の事業の会計と区分しなければならないこと等とする。

1 6 電磁的記録等（第33条）

記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされているものについて、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができること等とする。

1 7 委任（第34条）

＜実施の時期等＞

1 令和8年4月1日から施行する。（附則第1項）

2 内閣府令で定められた基準を区の条例で定める基準とみなす期間は、令和8年3月31日までとする。（附則第2項）

【問合せ先】

保育課 内線1371

(議案第10号)

## 杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

このたび、学校教育法の一部が改正され、組織的な学校運営及び指導の促進を図るため、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う「主務教諭」の職を置くことができること等とされた。

このことに伴い、学校教育職員の定義を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する6件の条例を条建てで改正することとする。

### <改正の概要>

#### 1 第1条による杉並区職員の給与に関する条例の一部改正

主務教諭の給与に関する事項は、別に条例で定めることとする。（第1条）

#### 2 第2条による杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

主務教諭の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定めることとする。（第1条）

#### 3 第3条による杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の給料の額及び報酬の額に係る規定で引用している学校教育法の条項を改めることとする。（別表付記）

#### 4 第4条による杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

学校教育職員の定義に「主務教諭」を加えることとする。（第2条）

#### 5 第5条による杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正

学校教育職員の定義に「主務教諭」を加えるとともに、主務教諭の職務の級は、3級とすることとする。（第2条及び別表第1）

#### 6 第6条による杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

前記4と同様の改正を行うこととする。（第2条）

<実施の時期>

令和 8 年 4 月 1 日

【問合せ先】

庶務課	内線 1 6 0 1
教育人事・指導課	内線 1 6 5 1
人事課	内線 1 5 1 1
職員厚生担当	内線 1 5 2 1

(議案第11号)

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

区は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇として、生理休暇を承認することとしているところである。

このたび、当該休暇の取得に対する幼稚園教育職員等の心理的な負担を緩和するため、生理休暇の名称を「健康管理休暇」に改めることとした。

このことに伴い、一般の職員と同様に、生理休暇の名称を改める必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例を条建てで改正することとする。

＜改正の概要＞

1 第1条による杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

特別休暇として規定されている「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に改めることとする。（第17条）

2 第2条による杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

前記1と同様の改正を行うこととする。（第18条）

＜実施の時期等＞

1 令和8年4月1日から施行する。（附則第1項）

2 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正（附則第2項及び第3項）

給与の減額に係る規定で引用している「生理休暇」の名称を「健康管理休暇」に改めることとする。（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例第21条）

【問合せ先】

教育人事・指導課 内線1651  
庶務課 内線1601

(議案第 12 号)

## 杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

区は、済美教育センターの分室において、教育相談及び教育支援並びに不登校児童生徒に対する支援を行っているところである。

このたび、これらの相談支援に係る機能と就学相談に係る機能を新たな組織に集約し、複合的かつ多様な相談内容に対応できる支援体制とすることとした。

このことに伴い、済美教育センターの分室を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜改正の概要＞

- 1 済美教育センターの分室を廃止する。 (第 1 条)
- 2 済美教育センターの事業のうち教育相談及び教育支援並びに不登校児童生徒に対する支援を廃止する。 (第 2 条)

### ＜実施の時期＞

令和 8 年 4 月 1 日

### 【問合せ先】

済美教育センター 内線 4722

(議案第13号)

## 杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

令和7年10月14日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に對して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

その内容は、複雑化及び多様化する行政課題に対応する必要がある中、マネジメントをはじめとして、管理職の役割の重要度が増している状況に鑑み、課長級においては、早期昇格者の処遇改善を図り、若年層の昇任意欲を醸成するため、初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げること等とするものである。

特別区においては、慎重に検討を進めた結果、その内容を実施することとした。

のこと等に伴い、本区においても、管理職員の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する2件の条例を条建てで改正することとする。

### <改正の概要>

#### 1 第1条による杉並区職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 行政職給料表（一）の適用を受ける良好な成績で勤務した職員のうち部長級であるものの昇給の号給数は、0号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。（第6条）

(2) 宿日直手当の支給額の上限を引き上げることとする。（第24条）

(3) 管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象となる時間帯を拡大すること等とする。（第24条の2）

(4) 行政職給料表（一）並びに医療職給料表（二）及び（三）を改定し、課長級及び部長級の初号の給料月額を引き上げること等とする。（別表第1及び別表第2）

(5) 行政職給料表（二）を改定し、技能・業務系職員の給料月額を引き上げることとする。（別表第1）

#### 2 第2条による杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成30年行政系人事制度改革に係る給料表の切替えに伴う差額支給を終了することとする。（附則第5項から第9項まで）

<実施の時期等>

- 1 令和8年4月1日から施行する。ただし、前記1（2）については、公布の日から施行する。（附則第1項）
- 2 第1条による改正後の宿日直手当に係る規定は、令和7年4月1日から適用する。（附則第2項）
- 3 必要な経過措置を定める。（附則第3項から第10項まで並びに附則別表第1及び附則別表第2）

【問合せ先】

人事課 内線1511  
職員厚生担当 内線1521

(議案第 14 号)

## 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

区は、「杉並区立施設マネジメント計画」に基づき、築 47 年が経過し、老朽化が進んでいる杉並区立荻窪地域区民センターについて、改修工事を行うことにより、一部の施設については、名称及び面積を改めることとした。

このことに伴い、荻窪地域区民センターの使用料を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜施設の概要＞

位置	杉並区荻窪二丁目 34 番 20 号
敷地面積	2, 604.14 m <sup>2</sup>
建築面積	1, 064.35 m <sup>2</sup>
延床面積	3, 817.95 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 地下 2 階、地上 2 階建て
施設内容	体育室、音楽室、多目的室、集会室、和室、工芸室、料理室等

### ＜改正の概要＞

荻窪地域区民センターの集会室等の使用料を改定するとともに、名称を改めること等とする。（別表第 2）

### ＜実施の時期＞

令和 8 年 10 月 1 日

### 【問合せ先】

地域施設担当 内線 3791

(議案第15号)

## 杉並区立すぎのき生活園条例の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

区は、「杉並区立施設マネジメント計画」に基づき、築43年が経過し、老朽化が進んでいる杉並区立すぎのき生活園について、改修工事を行うこととし、当該工事の期間中、すぎのき生活園を近隣に整備する仮設園舎に一時的に移転することとした。

このことに伴い、すぎのき生活園の位置を変更する必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜施設の概要＞

名称	杉並区立すぎのき生活園
位置	杉並区井草五丁目19番12号
敷地面積	1,395.66m <sup>2</sup>
建築面積	676.27m <sup>2</sup>
延床面積	1,978.33m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造 地上3階建て
施設内容	訓練・作業室、調理室、食堂、多目的室、事務室等

### ＜改正の概要＞

すぎのき生活園の位置を「杉並区井草三丁目18番14号」から「杉並区井草五丁目19番12号」に改める。（第1条）

### ＜実施の時期＞

令和8年5月7日

### 【問合せ先】

障害者施設支援課 内線2271

(議案第 16 号)

## 杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

区は、杉並区立西永福北自転車駐車場について、所有者から土地を借り受け、運営しているところである。

このたび、令和 7 年度末をもって土地の賃貸借契約期間が満了することに伴い、所有者へ土地を返還することとした。

このことに伴い、西永福北自転車駐車場を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜改正の概要＞

- 1 西永福北自転車駐車場に係る規定を削除する。 (別表第 1)
- 2 指定納付受託者に使用料の納付を委託した場合について、使用料の納付時期の特例を設ける。 (第 4 条)

### ＜実施の時期＞

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、前記 2 については、公布の日から施行する。

【問合せ先】

交通企画担当 内線 3501

## 杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

区では、区営住宅の駐車場の使用料について、駐車場の使用許可期間に合わせ、3年ごとに見直しを行っているところである。

このたび、近傍同種の民間駐車場との均衡を図ることを原則として、区の歳入確保、区営住宅使用者の経済的負担等の観点を考慮して検討した結果、上井草二丁目アパート等の駐車場の使用料を改定することとした。

このことに伴い、区営住宅3か所の駐車場の使用料を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

区営住宅3か所の駐車場の使用料を次のとおり改めることとする。（別表第2）

駐車場設置区営住宅	現行（月額）	改正後（月額）
上井草二丁目アパート	16,000円	17,000円
成田東二丁目第二アパート	18,000円	19,000円
成田東一丁目アパート	17,000円	18,000円

### <実施の時期等>

- 1 令和8年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項）

【問合せ先】

住宅課 内線3531

(議案第18号)

## 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

このたび、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」により、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の一部が改正され、除却等をする必要がある旨の認定を受けたマンションの建替え又は更新をする場合、特定行政庁の許可の範囲内において、建築基準法第56条等の規定による高さの限度を超えるものとすることができたこと等とされた。

また、不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供していく観点から、より活発な創薬が行われる環境の整備を図る等のため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、杉並区事務手数料条例で引用している同法の条項が改められた。

これらのことと伴い、要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料に係る規定を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

- 1 薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料等の規定で引用している「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の条項を改める。(別表第1の65の6の項)
- 2 要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料を1件につき160,000円とする。(別表第1の123の8の項)

### <実施の時期>

令和8年4月1日から施行する。ただし、前記1については、同年5月1日から施行する。

【問合せ先】

生活衛生課 内線 4 5 2 2

建築課 内線 3 3 2 1

(議案第19号)

## 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

区は、幼稚園教育職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象となる時間帯を拡大することとした。

このことに伴い、一般の管理職員と同様に、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に係る規定を改正する必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜改正の概要＞

管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象となる時間帯を拡大すること等とする。（第23条）

### ＜実施の時期＞

令和8年4月1日

【問合せ先】

庶務課 内線1601

(議案第 20 号)

## 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

令和 7 年 10 月 14 日、特別区人事委員会により「職員の給与等に関する報告及び勧告」が行われ、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるとされたところである。

また、同月 17 日に、東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われ、その内容は、課長昇任時の職務及び職責に見合った給与上昇を確保するため、課長級の水準の下限である初号の給料月額について引き上げることとするものであった。

区では、これらのこと踏まえ、慎重に検討を進めた結果、その内容を実施することとした。

このことに伴い、学校教育職員の管理職員の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

- 1 管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象となる時間帯を拡大することとする。（第 25 条）
- 2 学校教育職員給料表を改定し、副校長の初号の給料月額を引き上げることとする。（別表第 2）

### <実施の時期等>

- 1 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、前記 1 については、公布の日から施行する。（附則第 1 項）
- 2 改正後の管理職員特別勤務手当に係る規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。（附則第 2 項）
- 3 必要な経過措置を定める。（附則第 3 項から第 7 項まで及び附則別表）

【問合せ先】

庶務課 内線 1601

(議案第21号)

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、地方自治法に基づき、選挙長、開票管理者、投票管理者、選挙立会人、開票立会人及び投票立会人に対し支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を条例で定めているところである。

このたび、他区との均衡及び社会経済情勢の変化等を考慮し、選挙長等の報酬の額を改定することとした。

このことに伴い、選挙長等の報酬の額を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

選挙長等の報酬の額を次のとおり改めることとする。（別表）

	現 行	改 正 後
選挙長	17,000円	19,000円
開票管理者	17,000円	19,000円
投票管理者 (期日前投票)	17,000円 (15,000円)	19,000円 (17,000円)
選挙立会人	14,000円	16,000円
開票立会人	14,000円	16,000円
投票立会人 (期日前投票)	14,000円 (13,000円)	16,000円 (15,000円)

  

投票管理者（半日） (期日前投票)	8,500円 (7,500円)	9,500円 (8,500円)
投票立会人（半日） (期日前投票)	7,000円 (6,500円)	8,000円 (7,500円)

<実施の時期等>

- 令和8年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 必要な経過措置を定める。（附則第2項）

【問合せ先】

選挙管理委員会事務局 内線3801

(議案第22号)

## 杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

### ＜改正の趣旨＞

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額は、公職選挙法施行令で規定する国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額に準じて条例で定めることとされている。

このたび、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部が改正され、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられた。

このことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

### ＜改正の概要＞

- 1 選挙運動用ビラの作成について、ビラ1枚当たりの公費負担の限度額を引き上げる。（第6条及び第8条）
- 2 選挙運動用ポスターの作成について、ポスター1枚当たりの公費負担の限度額の算出基礎となる金額を引き上げる。（第11条）

### ＜実施の時期等＞

- 1 令和8年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項）

### 【問合せ先】

選挙管理委員会事務局 内線3801

## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

### ＜変更の趣旨＞

東京都後期高齢者医療広域連合では、2年ごとの保険料改定期において、関係区市町村と協議の上、被保険者の負担軽減のための特別対策及び低所得者に対する保険料所得割額軽減策を継続することとし、附則の変更を行ってきた。

今回の保険料改定に当たっても、保険料の上昇が見込まれたため、法令本則どおりに算定した保険料の増加抑制対策として当該特例措置等を継続することとし、関係区市町村による負担金の支弁の方法を定めた規約の変更を行うものである。

なお、広域連合の規約の一部変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11に、関係区市町村の議会の議決を経る必要が規定されているため、議案として提出する。

### ＜変更の概要＞

令和6、7年度に引き続き、令和8、9年度においても、保険料軽減に係る経費を関係の62区市町村の一般財源を投入し負担金により支弁することについて、規約の附則に規定する。

### ＜実施の時期＞

令和8年4月1日から施行する。

### ○参考 令和8・9年度後期高齢者医療制度保険料率について

〔抑制対策後〕		(年額)		増減	増減率
均等割額	医療分	R6・7年度	R8・9年度		
所得割率	子ども・子育て支援分	47,300円	53,300円	6,000円	12.7%
	医療分	旧ただし書き所得50万円以下	8.78%	9.88%	1.10ポイント
		旧ただし書き所得50万円超	9.67%	0.21ポイント	2.2%
子ども・子育て支援分		0%	0.26%	0.26ポイント	
一人当たり平均保険料額		111,356円	127,400円	16,044円	14.4%

保険料の増加抑制対策  
(特別対策等の継続)  
区市町村負担金合計232億円

4項目の特別対策 計227億円

- 葬祭事業 約98億円
- 審査支払手数料 約76億円
- 財政安定化基金拠出金 0円
- 保険料未収金補填 約53億円

所得割額独自軽減策 約5億円

【問合せ先】

国保年金課 内線1271

(議案第24号～27号)

## 令和7年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、緊急を要する経費や新たな事情の変化に伴う経費を計上するとともに、今年度の清算的要素を含む事業について計上するものです。

### 1. 議案第24号 令和7年度杉並区一般会計補正予算（第8号）

#### 【概要】

補正事業 117事業（増額23事業、減額88事業、増額・減額共6事業）  
6,591,844千円

財源更正 9事業

#### 【主な歳出予算】

○施設整備基金積立金	4,000,000千円
○財政調整基金積立金	1,687,029千円
○杉並区役所庁舎整備基金積立金	4,000,000千円
○国民健康保険事業会計繰出金	268,789千円
○私立認可保育所	720,043千円
○保育施設建設助成	732,389千円

#### 【主な歳入予算】

○特別区税	5,500,000千円
○特別区財政交付金	2,000,000千円
○国庫支出金	38,514千円
○都支出金	△ 287,203千円
○繰入金	397,714千円
○特別区債	△ 1,019,300千円

## 【繰越明許費】

○追加

(単位:千円)

No.	款	項	事業名	金額
1	生活経済費	区民生活費	コミュニティふらつとの整備	7, 917
2	生活経済費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	8, 875
3	生活経済費	スポーツ振興費	体育施設の維持管理	13, 000
4	保健福祉費	社会福祉費	介護強化型ケアハウス施設管理	41, 300
5	都市整備費	都市計画費	耐震化の促進	1, 686
6	都市整備費	土木建設費	道路の路面改良	129, 000
7	都市整備費	土木建設費	交通安全施設の整備	12, 100
8	都市整備費	土木建設費	魅力ある歩行者優先の道づくり	87, 153
9	都市整備費	土木建設費	橋梁の長寿命化と補強・改良	17, 540
10	都市整備費	土木建設費	水辺環境の整備	32, 015
11	都市整備費	緑化費	公園等の整備	143, 797
12	都市整備費	緑化費	公園のリニューアル	100, 183
13	環境清掃費	環境清掃費	安全美化条例に基づく生活環境の改善	33, 418
14	教育費	中学校費	中瀬中学校の改築	91, 500

## 【債務負担行為】

○追加

(単位:千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	指定管理者制度による下高井戸区民集会所の管理運営	令和8年度まで	4, 0 0 0
2	指定管理者制度による高井戸地区区民センターの管理運営	令和8年度まで	4 6, 0 0 0
3	指定管理者制度による梅里区民集会所の管理運営	令和8年度まで	8, 0 0 0
4	指定管理者制度による上井草スポーツセンターの管理運営	令和8年度まで	1 5 7, 0 0 0
5	指定管理者制度による妙正寺体育館の管理運営	令和8年度まで	7, 0 0 0
6	指定管理者制度による荻窪体育館の管理運営	令和8年度まで	2 4, 0 0 0
7	指定管理者制度による高円寺体育館の管理運営	令和8年度まで	1 1, 0 0 0
8	指定管理者制度による大宮前体育館の管理運営	令和8年度まで	9 5, 0 0 0
9	指定管理者制度による永福体育館の管理運営	令和8年度まで	1, 0 0 0
10	指定管理者制度による高井戸温水プールの管理運営	令和8年度まで	3 2, 0 0 0
11	指定管理者制度による高齢者活動支援センターの管理運営	令和8年度まで	1 7, 0 0 0
12	指定管理者制度による阿佐谷けやき公園の管理運営	令和8年度まで	5, 0 0 0
13	指定管理者制度による梅里中央公園の管理運営	令和8年度まで	5, 0 0 0
14	橋梁の長寿命化と補強・改良（西田端橋整備工事に係る建設負担金）	令和11年度まで	8, 0 0 0

○変更

(単位:千円)

No.	事 項	期 間	限 度 額
1	区立児童相談所の整備（整備工事）	令和8年度まで	1 0 3, 0 0 0
	↓		
2	区立児童相談所の整備（整備工事）	令和8年度まで	2 1 1, 0 0 0
	↓		
No.	事 項	期 間	限 度 額
2	橋梁の長寿命化と補強・改良（白山前橋整備工事に係る建設負担金）	令和8年度まで	2 0, 0 0 0
	↓		
	橋梁の長寿命化と補強・改良（白山前橋整備工事に係る建設負担金）	令和9年度まで	2 7, 0 0 0

## 2. 議案第25号 令和7年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

### 【概要】

補正事業	9事業（増額5事業、減額4事業）	1, 056, 127千円
財源更正	4事業	

### 【主な歳出予算】

○国民健康保険療養の給付	500, 000千円
○保険給付費等交付金償還金	459, 632千円

### 【主な歳入予算】

○国民健康保険料	△ 426, 124千円
○都支出金	710, 611千円
○繰越金	685, 215千円

## 3. 議案第26号 令和7年度杉並区介護保険事業会計補正予算（第1号）

### 【概要】

補正事業	6事業（増額6事業）	1, 278, 105千円
財源更正	1事業	

### 【主な歳出予算】

○一般会計繰出金	323, 849千円
○介護保険給付費準備基金の積立	681, 603千円

### 【主な歳入予算】

○支払基金交付金	49, 708千円
○繰越金	1, 134, 890千円

## 4. 議案第27号 令和7年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

### 【概要】

補正事業	5事業（増額3事業、減額2事業）	527, 713千円
財源更正	1事業	

### 【主な歳出予算】

○広域連合分賦金	471, 902千円
○一般会計繰出金	73, 865千円

### 【主な歳入予算】

○後期高齢者医療保険料	558, 445千円
○繰越金	△ 24, 960千円

## 令和8年度杉並区各会計当初予算

## 1. 議案第28号 令和8年度杉並区一般会計予算

【予算規模】253,528,000千円（前年度比 7,925,000千円、3.2%増）

【歳入歳出総括】

○歳入

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
1 特別区税	77,363,551	2,423,960	103.2%
2 地方譲与税	811,000	18,000	102.3%
3 利子割交付金	660,000	△ 190,000	77.6%
4 配当割交付金	2,060,000	△ 10,000	99.5%
5 株式等譲渡所得割交付金	4,140,000	1,620,000	164.3%
6 地方消費税交付金	16,780,000	1,930,000	113.0%
7 自動車税環境性能割交付金	1	△ 299,999	0.0%
8 地方特例交付金	546,000	256,000	188.3%
9 特別区財政交付金	60,450,000	4,800,000	108.6%
10 交通安全対策特別交付金	40,000	0	100.0%
11 分担金及び負担金	1,180,893	△ 1,166,750	50.3%
12 使用料及び手数料	3,821,508	△ 127,106	96.8%
13 国庫支出金	43,439,688	565,632	101.3%
14 都支出金	28,039,199	2,618,055	110.3%
15 財産収入	1,403,264	290,550	126.1%
16 寄附金	51,314	17,436	151.5%
17 繰入金	6,161,882	△ 381,328	94.2%
18 繰越金	2,500,000	0	100.0%
19 諸収入	3,164,700	33,550	101.1%
20 特別区債	915,000	△ 4,473,000	17.0%
合計	253,528,000	7,925,000	103.2%

○歳出

(単位：千円)

款	予算額	対前年度比	
1 議会費	849,694	21,438	102.6%
2 総務費	12,352,941	△ 1,110,795	91.7%
3 生活経済費	10,199,820	△ 178,486	98.3%
4 保健福祉費	130,439,617	10,589,257	108.8%
5 都市整備費	15,552,797	△ 312,865	98.0%
6 環境清掃費	8,908,355	620,283	107.5%
7 教育費	25,805,766	△ 7,062,953	78.5%
8 職員費	46,939,757	5,125,561	112.3%
9 公債費	2,179,251	233,560	112.0%
10 諸支出金	2	0	100.0%
11 予備費	300,000	0	100.0%
合計	253,528,000	7,925,000	103.2%

【繰越明許費】 1事業 185,000千円

【債務負担行為】 30事項 4,880,000千円

【地方債】 1事業 915,000千円

## 『基本構想に掲げる8つの分野における主な施策』

### 【防災・防犯】分野／みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

安全性に問題のある擁壁の早期解消 ～擁壁の安全対策工事費助成等の財政的な支援～	66,500 千円
建物が倒れにくく燃えにくい、災害に強く安全で快適なまちづくりの推進 ～木造住宅等の耐震化促進、不燃化建替え助成制度の実施、狭あい道路の拡幅整備、歩道の無い生活道路の無電柱化の推進～	2,576,544 千円
グリーンインフラを活用した水害対策の促進 ～雨庭等の整備、「(仮称)善福寺川流域治水フォーラム」の開催～	12,602 千円
震災救援所等における備蓄品の充実 ～組立式個室トイレ、エアーテント、スポットクーラー等の配備～	185,454 千円
震災救援所での生活が困難な方のための避難生活の支援体制整備 ～福祉救援所の充実、母子救援所の開設～	23,232 千円
街角防犯カメラ及び公園防犯カメラの新規設置	942 千円

### 【まちづくり・地域産業】分野／多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

新たなモビリティサービスの推進 ～杉並区産MaaS「ちかくも」の取組推進・AIオーデマンド交通の実証運行～	35,644 千円
施設運営パートナーズ制度による区立自転車駐車場6所の管理・運営の開始	58,300 千円
当事者参画によるユニバーサルデザインのまちづくり	769 千円
家賃助成制度等による居住支援 ～住宅に困窮する低額所得者を対象とした家賃及び転居費用助成、セーフティネット住宅の登録促進～	41,960 千円
都市計画道路沿道におけるまちづくりの取組	40,963 千円
中小企業への支援 ～中小企業資金融資優遇制度の創設、(仮称)杉並区中小企業デジタル化推進事業助成金～	33,583 千円
商店街支援～商店街装飾灯の維持管理強化～	5,300 千円
杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」20周年事業の実施	3,486 千円
アニメ産業支援～区内アニメ制作会社と連携したPRイベントや情報発信を実施～	5,400 千円
(仮称)成田西第二区民農園の開設(令和9年1月)	558,245 千円

### 【環境・みどり】分野／気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

コンポストを活用した循環システム	6,102 千円
ゼロカーボンシティ機運醸成 ～ユース世代を対象とした気候変動対策に関するワークショップの開催～	1,848 千円
区内全域における資源プラスチックの分別回収の実施	649,653 千円
保護樹木等の指定制度の見直し、保護指定制度改正に着手 ～保護樹木等所有者や区民を対象に保護指定制度見直しについてアンケート調査を実施～	346 千円
保護樹林の支援策拡充 ～保護樹林から発生する剪定枝処理費を補助し、みどりのリサイクルを実施～	4,550 千円
公園等における定期的な樹木診断の実施	57,251 千円

【健康・医療】分野／「人生 100 年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

ライフステージに応じた健康づくりの推進 ～総合的な健康づくり支援を目的とした健幸アプリの更なる活用、 女性の健康相談の充実～	29,033 千円
ウィッグ購入費等の助成対象者の拡大、助成金額等の拡充	48,069 千円
感染症まん延時等に備えた人材育成	1,000 千円

【福祉・地域共生】分野／すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

杉並区ジェンダー平等に関する審議会答申を踏まえた取組の検討・実施	490 千円
生理用ナプキンの無料配布施設の拡大	1,352 千円
介護予防・日常生活支援総合事業の充実	27,974 千円
ケア 24 の充実 ～見守りキーホルダー配布～	7,911 千円
高齢者補聴器購入費助成の充実	42,785 千円
介護職員・介護支援専門員に区独自に居住支援補助制度を創設	507,404 千円
障害福祉サービス事業所等に対する人材確保支援の充実 ～障害福祉サービス等従事者養成研修等受講料助成の拡充、 訪問系障害福祉サービス事業所人材確保支援助成の拡充～	41,979 千円
移動支援事業の充実	878,151 千円

【子ども】分野／すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

区立児童相談所の開設等（令和 8 年 11 月） ～虐待対応の体制の充実、児童養護施設等に関する指導・検査等、 社会的養護自立支援拠点事業の実施、 包括的な里親養育支援（フォースタリング業務）の実施～	950,579 千円
「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組の推進 ～放課後等居場所事業の全校実施に向けた段階的な拡充、 中・高校生機能優先館の整備に向けた検討等～	796,639 千円
ベビーシッター利用支援事業の対象年齢を拡大	277,863 千円
産婦健康診査・1か月児健康診査の健診費用の助成	45,976 千円
区立保育園におけるこども誰でも通園制度の実施園数を拡大	3,209 千円
学童クラブの整備	346,429 千円
障害児の中学生以降の放課後等居場所のモデル事業の開始	11,861 千円

【学び】分野／共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

授業の質の向上及び教員の働き方改革を推進 ～エデュケーション・アシスタントの増員、区費時間講師の臨時の増員～	352,540 千円
中学校における部活動を地域主体の活動として展開 ～学校支援本部の放課後等活動の実施～	36,844 千円
「選定療養費」への補助制度の創設	601 千円
特別支援教育の充実に係る人材配置の拡充	499,775 千円
学びの多様化学校の整備にむけた設計の開始	22,073 千円
学校問題対応専任弁護士の設置	4,200 千円
町会・自治会の情報伝達・共有にかかる運営支援システムを試験的に導入、実証実験	935 千円
荻窪地域区民センターのリニューアルオープン（令和8年10月）	1,817,886 千円

【文化・スポーツ】分野／文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

多文化共生拠点事業の実施	28,781 千円
平和への想いを世代を超えてつなぐための取組	730 千円
子どもの体育施設一般使用料等の無償化	－
下高井戸おおぞら公園スポーツコートの開設（令和8年10月）	31,149 千円
（仮称）井草アーバンスポーツ施設の整備に向けた設計の開始	17,724 千円

2. 議案第29～31号 令和8年度杉並区各特別会計予算  
(国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計)

(単位:千円)

会 計	予 算 額	対前年度比	
国民健康保険事業会計	52,903,894	784,416	101.5%
介護保険事業会計	47,400,015	1,359,879	103.0%
後期高齢者医療事業会計	17,873,533	1,632,109	110.0%